

視点

義務教育及びその後の教育の基礎

篠原 孝子



さわやかな五月晴れの風とともに、幼稚園児の弾む歌声が聞こえてきました。新しい友だちとの出会いが始まり、児童は学級の中で自分の居場所を見つけ、先生の温かいまなざしに見守られ、自分らしさを出し始めてきました。この愛しい児童一人ひとりに、幼稚園の豊かな教育活動を通して、「生きる力」の基礎となる心情・意欲・態度を育んでいくことが、これまでもそしてこれからも続く幼稚園の使命と考えています。

平成二十年三月二十八日、文部科学大臣により「新幼稚園教育要領」が告示されました。今回の幼稚園教育要領改訂は特別な意味をもつています。それは、六十年ぶりに教育基本法が改正され、児童期の教育的重要性が明確になり、改正学校教育法では発達の連続性から学校種の規定順が最初になり、目的・目標が改正

されたことです。そしてこの重要な法律を踏まえて、幼稚園教育要領の改訂が行なわれたことです。

改訂では「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする」として、このことは、学校教育だからといって、小学校のように教科ごとに時間割を組み、領域ごとに指導をするというような前倒しの教育を行なうことを意味しているのです。

つまり、今回の改訂では、幼稚園教育は、児童期の特性を踏まえ、主体的な活動を促し、児童期にふさわしい生活を展開すること、遊びを通して各領域に示されたねらいが総合的に達成されるようになることなど、児童の幼稚園教育の基本を一層重視することを求めているのです。

最近の児童は日々「児童期にふさわしい生活」を過ごしているでしょ

うか。児童を取り巻く家庭や地域社会の環境が大きく変化し、児童の育ちも大きく変化しています。児童期は運動機能やコミュニケーションの力、人とかかわる力や表現力などが著しく変化する時期であり、遊びを通じて、能動的に身近な人やものや自然などに直接かかわることによって、これらを身に付けていくという特徴があります。

しかし、おとな中心の生活や、人間関係の希薄化が進むなど家庭や地域社会の教育力が低下する状況について、児童は能動的にかかわる生活度を豊かに養っていくうではありませんか。児童の力を十分に身に付けていない協力して楽しい生活をつくろうとする意識や態度などの心情・意欲・態度が増えていくのではないでしょうか。児童の力を十分に身に付けていない子が増えているのではないかと心配になります。

このような現状から、今、幼稚園に求められている役割のひとつは、児童教育の専門的な機能を、広く家

庭や地域社会に開放し、児童の健全な育ちを支えていくことです。

同時に、幼稚園教育においては、教師との信頼関係に支えられた児童にふさわしい生活を開拓して、一人ひとりの児童の育ちを豊かにし、

さらにその成果を小学校教育に引き継いでいくことが重要です。しかも児童の能動的な生活体験が減少していることから、教師は、児童が主体的に人やものや自然などにかかわる状況を一層工夫してつくり、援助する必要があります。そして、児童が自分から興味や関心を持ち、心や体力をさまざまに動かす体験をしっかりと支えて、豊かな感性や命を大切にする心、難しいことでも取り組もうとする意欲や思考力、そして友だちと一緒に協力して楽しい生活をつくろうとする意欲や態度などの心情・意欲・態度を豊かに養っていくうではありませんか。

このような児童園生活を通して、児童一人ひとりに「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことができると確信しています。

（文部科学省初等中等教育局児童教育課教科調査官）

教員のための「研修ハンドブック」発行

研修履歴の記録で資質向上を

田中 雅道 (財)全日本私幼研究機構副理事長

財団法人全日本私立幼稚園・幼稚教育研究機構

成しました。

育研究機構の新しい事業として、世界文化社から研修ハンドブックを刊行しました。この内容などについてお知らせします。

幼稚園における学校評価ガイドラインが文部科学省から告示され、幼稚園の学校評価も本格的に実施される段階を迎えました。評価の問題を考えるとき、私学にとって建学の精神が遵守され、その独自性が担保されることが非常に重要です。それぞの幼稚園の考え方には特性がある私学教育の多様性が、評価という統一の尺度で均質な教育へと変化してしまっては本末転倒です。

学校評価を検討してきた文部科学省の委員会でも学校としての独自性を尊重する方向を確認して、第三者評価に委ねるのではなく、自己評価を中心とした評価ガイドブックを作成しました。しかし、学校評価の中でも、研修

として自己を厳しく評価し、教育の質を向上させていく努力をすることは重要な課題です。私学としての独自性を守るためにも、教員の資質向上について、それぞれの私立幼稚園が継続した教員研修を行なっていることが大きな意味を持つています。

従来、私立幼稚園教員研修については、それぞれの県が独自の体制で行なってきました。そのため、研修システムが十分に機能しレベルの高い研修を行なっている県がある一方で、県独自の研修会をほとんど行なっていない県も存在していました。

また、研修・研究会に参加する、しないについてはそれぞれの幼稚園の判断に委ねられ、まったく参加しないことも認められてきました。しかし、幼稚園に勤めたすべての教員が本ハンドブックを持っていただき、活用していただこうと願っています。

本ハンドブックは、このように背景のもと、すべての教員が自分の研修履歴を記録するために作成されました。これから開催される各種研修

会に本ハンドブックを持参していただくと、俯瞰図をもとにした研修内容・研修日時を記録した修了印を押します。この記録が各自の研修履歴として本ハンドブックに集積され、あくまでも個人の記録ですが、幼稚園全体としても研修バランスを検討していく参考資料として活用していただければ幸いです。

また、本ハンドブックは教員の身分証明としても利用できるよう作成しております。従来、私立幼稚園の内訳の俯瞰図を作成し、全体像を提案しました。これはすべての研修を修了してほしいという提案でなく、それぞれの県が実施する研修についてバランスをとることと同時に、各教員が研修を受ける場合の参考にしていただくために作成しました。システムに乗った研修を実施していくことを添付した幼稚園としての証明書を発行している園は少なかつたのではないかでしょうか。本ハンドブックをそのまま活用していただくことも期待しています。

これからは、私立幼稚園に勤めたすべての教員が本ハンドブックを持っています。この記録が、活用していただこうと願っています。

(京都市・光明幼稚園)

人とのかかわりが乏しい現代の子どもたち

意図的な集団教育が極めて大切に

安家周一（財）全日本私幼研究機構研究研修委員長

PISAの学力比較テストで有名になりましたが、OECD（経済開発協力機構）教育会議では数年前から「スターディングストロング」という名称で、乳幼児期の教育に力を入れ始めています。「人生の最初の歩みを力強く」という趣旨のプログラムです。特に乳幼児期に力を入れる理由は、世界中で頻発しているさまざまな犯罪の増加や、発展途上国を中心起こる紛争の原因が、乳幼児期の育ちや教育に起因していく、乳幼児期への投資を強めることで将来の損失を最小限にするという合理的な考え方があるようです。

このことは心理学や脳科学などの新しい知見で明らかになってきているような、乳幼児期の育ちを豊かに大切に、慈しみ深く育てる結果が、おとなになつたときに自分や周りの人を大切にし、その人らしく生き生きと生きることができること

に直結しているからです。同様のことを思春期のカウンセリングを担当している精神科の医師なども、以前から警告を発しています。遅ればせながら日本も、児童教育を無償にしようという政権与党からの骨太の方針も打ち出されています。

そのような時期と符合するように、中央教育審議会の議論を経て、幼稚園教育要領そして同時に保育指針が改訂されました。平成十年に改訂された教育要領の趣旨は概ね継承されるようですが、公開されている情報に基づき、私なりに理解している改訂のポイントをいくつか挙げてみます。

I 中央教育審議会の主な論点
① 幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にする② 教師が児童の実態や指導のあり方について相互理解を深め

こと、児童と児童の交流を図ることと→幼小の連携③ 児童同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していくという協同する経験を

大切にする④ 規範意識の芽生え→体験を重ねながら「決まり」の必要性に気付く

II 幼稚園教育要領の改訂、幼稚園教育の改善、充実の方向性

① 発達や学びの連続性② 幼稚園や家庭などでの生活の連続性③ 子育ての支援と預かり保育の充実

教える内容が決められている小学校の学習指導要領と違い、幼稚園教育要領は育ちや学びの指向性が大綱化されています。幼稚園生活を通じて心情、意欲、態度の育ちを達成するために、子どもたちの生活やあそびの視点として五つの領域が設定され、ねらいや内容が示されています。各幼稚園が園長の責任で教育課程を編成し、それぞれの立地条件や

気候、保護者の有様や子どもの発達の実態に合わせ、一人ひとりに即したきめ細やかな指導計画を立案しないと考えています。

大きな変化を見据えなければならぬとすれば、子ども同士が本当の意味で自己主張をぶつけ合ったり、いじわるをしたりされたりするよう

な、さまざま人と関わる経験が、家庭や地域でほとんど難くなつた

ことは、現代の児童たちが、将来、社会で生きいく際、必要不可欠な能

力が得できないことと同義です。

集団教育である幼稚園教育が必須となつた理由です。従つて、従来幼稚園に行くか行かないかは、入園させないことも含めて保護者が選択して

いましたが、現代の児童は意図的な集団教育を受けることが必須なので

す。OECD先進諸国が児童教育を

「無償」誰でも入園できる」としている大きな理由でもあります。

この根本理念である幼稚園教育要

◆中央教育審議会・教育振興基本計画についての答申まとまる

今後五年間に取り組むべき施策など盛り込まれる

教育投資の数値目標なく期待外れの声も

中央教育審議会は、四月十八日東京都内で総会を開き、答申「教育振興基本計画について」、「教育立国」の実現に向けて」ととりまとめました。幼稚園にかかる主な内容は次のとおりです。

第3章 今後五年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策／(3) 基本的方向ごとの施策／基本的方向2

⑤ 幼児期における教育を推進する／改正教育基本法第十一條(幼児期の教育)の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保

育所との連携の強化を図りつつ、そ

の質の向上など幼児教育の推進に向

けた取り組む。

【施策】

◇ 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進

国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園については、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が二千件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善

◇ 幼児教育全体の質の向上
・ 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成二十一年から実施するとともに、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。また、幼稚園が行う「預かり保育」についても、新しい幼稚園教育要領に規定した内容の周知を図る。

◇ 幼児園の保健安全対策に関する取組を促す。
・ 幼稚園の保健安全対策に関する取組を促す。

◇ 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
・ 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

◇ 幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進

幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園等を活用した子育てへの支援を推進する。

など必要な支援を講じる。また、小

さく。

学校就学前の幼児のうち三歳児については、幼稚園、保育所又は認定こども園への就園の普及啓発に努めている。

・ 教職員の資質向上のため、幼稚園においてもそれらの併有を促進するとともに、養成段階における幼稚園教諭免許と保育士資格の取得の促進はもとより、現職者においてもそれらの併有を促進する。さらに、幼稚園教諭一種免許状を有する現職幼稚園教員の増加を促す。

平成20年度経常費単価 (当初予算)

平成20年4月15日現在

都道府県名	単価
北海道	169,112
青森県	162,608
岩手県	161,498
宮城県	積算中
秋田県	167,408
山形県	162,608
福島県	167,503
茨城県	181,237
栃木県	174,200
群馬県	189,296
埼玉県	165,192
新潟県	162,608
山梨県	178,302
東京都	177,080
神奈川県	164,012
富山县	積算中
石川県	180,432
福井県	177,352
長野県	164,213
岐阜県	181,935
静岡県	173,508
愛知県	159,950
三重県	162,667
滋賀県	積算中
京都府	187,279
兵庫県	176,926
奈良県	171,500
和歌山县	積算中
大阪府	積算中
鳥取県	163,815
島根県	153,971
岡山県	積算中
広島県	178,993
山口県	186,000
徳島県	162,724
香川県	162,818
高知県	156,575
福井県	162,608
佐賀県	積算中
長崎県	169,894
熊本県	164,945
大分県	162,608
宮崎県	162,932
鹿児島県	164,170
沖縄県	162,608
財政措置額	166,818
	162,608

注) 金額は園児1人あたり年額(単価:円)／当初予算・補正予算前分を含む

注) 都道府県事務局等からの報告によると、平成20年4月15日現在、全日私幼連調べ

基本的方向4／③ 私立学校教育を

ニュースのひろば

振興する

私立学校は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究の展開を担うなど、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしている。このような私立学校の特性と役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、私立学校の教育研究に対する支援を行う。あわせて、定員割れとなり、十分な授業料収入等の自己収入を確保できないこと等により、收支のバランスが悪化している学校法人も増加する中で、学校法人の自主的な努力による健全な経営の確保を促す観点から、学校法人に対し、経営に関する指導・助言等の支援を行うとともに、積極的な財務情報等の公開を促す。

【施策】

◇ 私学助成の推進

在学する児童から学生までに係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、私学助成を推進する。

◇ 学校法人に対する経営支援

学校法人の健全な経営を確保することを目的として、学校法人の自主

的な経営改善努力を促すため、経営相談や経営分析を通じた指導・助言などの支援を行う。また、各学校法人が財務情報及び入学者数等の情報を積極的に公開するよう促す。

(4) 特に重点的に取り組むべき事項／豊かな心と健やかな体の育成／

幼児教育の推進

幼稚園と保育所の連携を進め、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成二十一年度から実施するとともに、幼児教育に携わる教職員の資質向上のための取組を促す。あわせて、認定こども園については、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が二千件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善など必要な支援を講じる。

安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障／教育への機会の保障／就園奨励費、児童教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。

財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構・監修

研修ハンドブック

このたび、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では、幼稚園における学校評価等に対応するため「研修ハンドブック」を発行しました。本研修ハンドブックの作製にあたり、各教員がどのような研修に参加したのかという記録の蓄積を最も重視しました。すべての教員の方々に本研修ハンドブックをお持ちいただき、自分の研修履歴を蓄積し、必要にして十分な研修を積み重ね、学校教育のスタートを担う教員としての資質向上を常に意識できますよう本研修ハンドブックを活用していただければ幸いです。



B6判・112ページ
定価 700円
発行元 勝世界文化社

内容

- *「保育者としての資質向上研修履歴図」
(本財団作成) のカテゴリー別研修記録
- *研修履歴一覧表 など

資料

- *改訂・幼稚園教育要領
- *改訂・保育所保育指針
- *保育者としての資質向上研修履歴図 など

事前のお申し込み

現在、本書は書店でお買い求めいただけません。全国の書店での販売は、来年度からを予定しております。お申し込みは、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構および勝世界文化社を経由してお申し込みください。また、平成20年6月20日(金)までの事前申込につきましては1冊600円(税込)でご案内させていただきますので、下記の方法でお申し込みください。

なお、上記日時を過ぎた場合は、定価1冊700円(税込)での販売となります。その際は、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構(03-3237-1080)までお問い合わせください。

事前申込方法/購入希望園は、各都道府県私立幼稚園団体を経由してお申込みください▼ご不明な点は、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構(03-3237-1080)まで。

● 海外の幼児教育事情

幼児教育・保育に関する国際ネットワークの動向〔下〕

イギリスにおける幼児教育政策の動向

梅原 弘史 文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官

近年、諸外国で大規模に幼児教育・保育制度に関する改革を行なつた国の例としては、イギリス（イングランド）があげられます。

一九九七年のトニー・ブレア前労働党政権の誕生以来、教育重視のスローガンのもと、制度改革が進展しており、就任後、〇歳から義務教育（イギリスでは五歳から就学前の行政の所管を教育雇用省に一元化し、一九九八年までに四歳児、二〇〇四年までに三歳児の無償化を達成するなど教育投資が拡大されました。また、二〇〇六年の子育て法の制定により就学前の法的枠組みが示されるとともに、統一的な就学前カリキュラムの導入なども行なわれています。二〇〇七年にはゴードン・ブラ



イギリス・子ども学校家庭省

ウン現政権に引き継がれましたが、特に子ども・家庭への支援などが重要なとして、省庁を分割して子ども学校家庭省を誕生させました。

また、プラウン首相の就任後最初の公式訪問先はロンドンにあるナルドレンセンター（イギリスの幼保統合施設）であり、イギリスの行政担当者によれば、その政治姿勢を国民に強く印象づけたのだそうです。また、プラウン首相は、二〇一〇年までにイングランドのすべての自治体による定期的な監査——が要件とされており、公的な経費の導入に際して、一定レベルの保育の質を確保することが意図された制度設計となつて、イギリスの行政担当者によれば、

三千五百施設のチルドレンセンターを作ることなども表明しています。

現在、イギリスでは、義務教育制度とされた柔軟な利用設定なども課題とされています。政府では、今後は、無償提供を週十五時間へ拡大することや、保護者の利用条件の柔軟化などを図ることを表明しました。

学前の三歳児、四歳児については、一定時間（週十二・五時間、年三十八週）の教育機会の無償提供がすべての子どもに保障されています。また、無償教育を提供する就学前施設としては、公私立の別やその類型を

概ね好意的に受け止められていますが、無償保障分は今のところ短時間であり、保護者にはそれ以外の部分（国の保障時間以上の保育料、ランチ代など）を負担する必要があることや、保護者のニーズに応じた柔軟な利用設定なども課題とされています。政府では、今後は、無償提供を週十五時間へ拡大することや、保護者の利用条件の柔軟化などを図ることを表明しています。

現在、イギリスでは、義務教育制度とされた柔軟な利用設定なども課題とされています。政府では、今後は、無償提供を週十五時間へ拡大することや、保護者の利用条件の柔軟化などを図ることを表明しています。

通じて、保護者への支援とともに、特に幼児ができるだけ良い人生のスタートを切ることを目指すことは、公私立の別やその類型をこととしています。

その他、イギリスでは、政府が主導する効果的な幼児教育の提供方法に関する大規模調査研究が継続中であり、子どもの育ちを追跡調査することで、効果的な提供方法の在り方や、質の高い幼児教育が小学校以降の知的発達に有効であることを科学的に検証し、政策立案の根拠とされていることも特徴的な取組として注目されます。

次期会長候補に吉田敬岳氏(愛知)を選出

四月六日、東京・私学会館において臨時理事会が開催され、五十人が出席しました。

議長には田中辰実理事、宮下ちづ子理事が選任され、議事録署名人には海山静子理事、柳二郎理事が選任されました。

○審議事項・役員改選に関する件

関口次雄総務委員長から、次期役員改選の問題については、早急に決着させる必要があるので、当初の予定を繰り上げて本理事会を招集させていただいたとの説明がありました。続いて、山折昭麿理事会小委員会委員長から、理事会小委員会として次期会長候補者に吉田敬岳先生(愛知県)を推挙したいとの説明・報告がありました。その後、出席している理事会構成員全員(代理出席者を含む)が、理事会小委員会の出

した結論を承認するかどうかについて無記名にて投票したところ、投票結果が賛否同数となりました。

議長はあらためて、出席している

理事会構成員全員(代理出席者を含む)による会長候補者として推薦したい者についての無記名投票を提案し承認されました。投票の結果、吉田敬岳先生(愛知県)が次期会長候補者に選出され、総会へ上程することとなりました。

(総務委員長・関口次雄)

●5・8理事会――

副会長候補は地区ブロックで推薦

定時総会を前に現執行部では最後の理事会が五月八日東京・私学会館で開催され、五十五人が出席しました。三浦貞子会長は「どなたも遠慮なく発言いただきて会議を進めてほしい」とあいさつしました。

議長に植竹浄水氏(埼玉県)、西谷正文氏(島根県)を選出し議事に入り、議事録署名人に宮川義典氏(長野県)、佐々木鴻昭氏(宮崎県)を選任しました。審議事項の概要は以下の通りです。

されました。

④会則改正の件が総務委員会から提案され、原案通り可決しました。

この結果、会長職については連続二期を限度とすることが平成二十年定期総会から施行されることを総会に上程することになりました。

⑤役員改選の件の審議では、四月六日の臨時理事会において会長候補は決定しており、理事会小委員会の結果が水谷豊三同副委員長から報告されました。小委員会では副会長候補を決定できず、小委員会委員全員が辞任したい旨の提案がなされました。

は、各委員会委員長より資料に基づいた報告がなされました。②繰越金処分案承認の件③平成十九年度収支決算承認の件については、増田修一総務副委員長から詳細な説明が行われました。続いて伊藤聰監事より会務監査報告があり財産の状況は正確に記載され、業務執行状況は不整なく行なわれていると報告されました。

審議の結果、小委員会委員の辞任を認め、今後の対応を協議するため

に各地区から選出した十人の代表者が別室で協議をしました。その結果、副会長候補は①北海道、東北地区②関東、東京、神奈川地区③近畿、大阪地区④中国、四国地区⑤九州地区——の地区brookから五人を推薦することを了承しました。

最後に、(財)全日私幼研究機構田中副理事長より教員免許更新講習について他の報告が行なわれました。

(調査広報副委員長・野澤達也)

● 4・23 常任理事会

平成19年度 事業報告

四月二十三日、東京・私学会館において常任理事が開催され、二十八人が出席しました。議長には香川敬副会長、議事録署名人には平原隆秀常任理事、北條泰雅常任理事が選任されました。

○審議事項一・・・全日私幼連平成十九年度事業報告承認の件／各委員会から資料をもとに、全日私幼連平成十九年度事業報告について説明・提案があり、提案どおり賛成多数で議決されました。

● 4 · 23 常任理事会

最後に、財団法人私幼研究機構田副理事長より教員免許更新講習について他の報告が行なわれました。

常任理事会開催される
五月八日、理事会に先立つて、常任理事会が東京・私学会館で開催され二十三人が出席しました。全日私幼連の会則改正の件について、関口次雄総務委員長から説明・提案があり、原案を一部修正の上、承認しました。

○報告事項一・全日私幼連会務運営について／関口総務委員長から、長崎県の会費未納状況について詳細な説明・報告があり、平成二十年五月二十二日までに、長崎県に対し未納会費の納入を完了するよう督促文書を発出することが確認されました。

○報告事項二・財全日私幼研究機構からの報告／田中雅道(財)全日私幼研

○審議事項二・繰越金処分案承認の件／関口次雄総務委員長および増田修一総務副委員長から資料をもとに、繰越金処分案について説明・提案があり、提案どおり賛成多数で議決されました。

構の次期理事および次期評議員の選任手順について説明・報告がありました。

○その他・緊急動議／会長任期については「連続三期を限度とする」ことが必要ではないかとの緊急動議が提案されました。本件については、早急に総務委員会で検討することとなりました。

最後に、細谷昇監事から監事所見があり、閉会となりました。

(総務委員長・関口次雄)

構の次期理事および次期評議員の選任手順」について説明・報告がありました。

○その他・緊急動議／会長任期については「連続三期を限度とする」ことが必要ではないかとの緊急動議が提案されました。本件については、早急に総務委員会で検討することとし、その結果について審議することとなりました。

最後に、細谷昇監事から監事所見があり、閉会となりました。

(総務委員長・関口次雄)



新刊！
幼児期から児童期への教育

国立教育政策研究所
教育課程研究センター／編
A5判 定価 本体600円（税別）

幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。



幼稚園における 道徳性の 芽生えを培うための事例集

文部科学省／編
15課 実験方法入門（教科書）

乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方と指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。

☆ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 筑波板橋区幕張平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表

●資料・幼稚園設置基準

幼稚園設置基準（昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十一号）
最終改正：平成十九年十二月二十五日文部科学省令第四十号

編制することを原則とする。

（教職員）

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置くなければならない。

目次
第一章 総則（第一条～第二条の三）
第二章 編制（第三条～第六条）
第三章 施設及び設備（第七条～第十二条）
第四章 雜則（第十三条）
附則

- 2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。
3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。
- 4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）に定めるものほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制

（一般的基準）

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備

（園地、園舎及び運動場）

第七条 幼稚園の位置は、児童の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。
2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

第四章 雜則

（一学級の児童数）

第三条 一学級の児童数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある児童であつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 保育室
- 三 遊戯室
- 四 保健室
- 五 便所
- 六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備
- 2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十一条 幼稚園には、学級数及び児童数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 幼児清浄用設備
- 五 給食施設
- 六 図書室
- 七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雜則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の児童と当該幼稚園に在籍しない者と共に保育することができます。

一 当該幼稚園と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所等（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的・社会的条件の変化に伴い児童の数が減少し、又は児童が他の児童と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第一号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、児童の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

前項の規定により各学級の児童と当該幼稚園に在籍しない者と共に保育する場合には、第三条中「一学級の児童数」とあるのは「一学級の児童数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の児童と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「児童数」とあるのは「児童数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の児童と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則（抄）

2 1 この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。

2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。

3 第十三条第一項の規定により幼稚園の児童と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

4 就学前教育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行なうために設置後相当の期間を経過した保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。附則第六項において同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園（次項において「特例幼保連携幼稚園」という。）に関するこの省令の適用については、当分の間、次の表の上欄の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二階

第二階以上の階

5 特例幼保連携幼稚園については、当該特例幼保連携幼稚園が構成する幼保連携施設において保育する満三歳以上の子どもの保育の用に供する当該幼保連携施設の施設が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当分の間、この省令の規定中当該各号に定める規定を適用しないことができる。

一 保育室又は遊戯室の面積が当該子ども一人につき一・九八平方メートル以上である場合 園舎の面積に関する規定

二 屋外遊戯場及び運動場の面積が当該子ども一人につき三・三平方メートル以上である場合 運動場の面積に関する規定

6 前二項の規定は、就学前教育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行なうために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園について準用する。この場合において、附則第四項の表第五条第一項の項中「当該幼稚園の」とあるのは、「当該幼稚園と幼保連携施設を構成する保育所の」と読み替えるものとする。

第八条 第一項	第五条 第一項	第五条 第二項	第五条 第三項	第五条 第四項	第五条 第五項
幼児の待避上 必要な施設を 備えるもの	助教諭	助教諭（特例助教諭を除く。）	助教諭（特例助教諭（保育士の資格を有する 助教諭をいい、当該幼稚園の設置又は移転 の後に新たに採用されたものを除く。次項 において同じ。）を含む。次項において同 じ。）	教諭	教諭
児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生 省令第六十三号）第三十二条第八号口から チまでに掲げる要件に該当するもの					

別表第1（園舎の面積）

学級数	1学級 面積	2学級以上 面積
180平方メートル	320+100×(学級数-2) 平方メートル	180平方メートル

別表第2（運動場の面積）

学級数	2学級以下 面積	3学級以上 面積
330+30×(学級数-1) 平方メートル	400+80×(学級数-3) 平方メートル	320+100×(学級数-2) 平方メートル

全日私幼連 経営実態調査にご協力を

広範に有効活用するために実施するものです。ひとつひとつのデータの積み重ねが、より高い信憑性につながり、私立幼稚園の振興発展に結びつきます。

全日私幼連経営研究委員会（村山十五委員長）では、例年同様「私立幼稚園経営実態調査」を実施しています。

昨年度は、皆さまのご協力により園振興の各種施策の基礎資料として



子どもが直接触れるものだから、より優しくソフトになりました。

新登場 安全への配慮も万全です。

Bブロックソフト

HDF0215 セット ¥40,950 税込
HDF0216 バラ ¥21,000 税込

※詳しくは弊社営業までお問い合わせ下さい。



この弾力性が
優しさのヒミツ！



Bブロックソフトの特長

割れにくくなり耐久性・安全性がさらにアップ

落としても大きな音がしません。

軟らかくなったり、曲線造形もつくれるようになりました。

ジャクエイ

●文部科学省だより／子育て支援事業、預かり保育実施状況

★ 幼稚園における子育て支援事業(預かり保育を除く)実施状況(平成18年度実績)

1. 子育て支援事業の実施園数

	平成19年6月1日	平成18年6月1日	平成16年6月1日
公立	4,483	82.0%	4,326
私立	6,538	78.6%	6,412
合計	11,021	79.9%	10,738

※実施率は、幼稚園(平成18年度学校基本調査)に占める子育ての支援を行っている割合

2. 内容及び実施日数合計

(1) 在園児及びその保護者だけを対象

	公立			私立			合計		
	幼稚園数	実施率	平均日数 (1園当たり)	幼稚園数	実施率	平均日数 (1園当たり)	幼稚園数	実施率	平均日数 (1園当たり)
子育て相談(カウンセラー等外部の人材)	1,330	24.3%	10.6	1,479	17.8%	22.0	2,809	20.4%	16.6
未就園児の保育	1,851	30.2%	10.3	2,229	26.8%	33.4	3,880	28.1%	23.5
園庭・園舎の開放	2,710	49.6%	123.2	2,706	32.5%	78.4	5,416	39.3%	100.8
子育て情報の提供(情報誌・紙)	2,827	51.7%	19.2	2,816	33.9%	20.1	5,643	40.9%	19.6
子育て情報の提供(インターネット)	455	8.3%	111.1	1,200	14.4%	185.5	1,655	12.0%	165.0
子育て講座・講演会(幼稚園教職員)	1,856	33.9%	3.2	2,074	24.9%	5.6	3,930	28.5%	4.5
子育て講座・講演会(外部の人材)	3,290	60.2%	2.5	2,898	34.8%	2.5	6,188	44.9%	2.5
保護者の保育参加	3,566	65.2%	8.7	4,143	49.8%	9.4	7,709	55.9%	9.1
父親に重点をおいた保育参加	2,154	39.4%	1.9	3,565	42.9%	2.1	5,719	41.5%	2.0

※実施率は、幼稚園(平成18年度学校基本調査)に占める割合

(2) (1)に限らず、在園児以外の幼児及びその保護者も対象(在園児以外及びその保護者だけ対象も含む)

	公立			私立			合計		
	幼稚園数	実施率	平均日数	幼稚園数	実施率	平均日数	幼稚園数	実施率	平均日数
子育て相談(幼稚園教職員)	1,815	33.2%	31.9	2,726	32.8%	42.5	4,541	32.9%	38.2
子育て相談(カウンセラー等外部の人材)	646	11.8%	9.4	938	11.3%	13.8	1,584	11.5%	12.0
子育て井戸端会議	1,257	23.0%	25.3	1,715	20.6%	33.2	2,972	21.6%	29.8
未就園児の保育	3,128	57.2%	13.2	4,847	58.3%	32.5	7,975	57.8%	24.9
園庭・園舎の開放	3,116	57.0%	97.9	4,338	52.2%	57.8	7,454	54.1%	74.5
子育てサークル等支援	853	15.6%	11.2	1,080	13.0%	22.2	1,933	14.0%	17.3
子育て情報の提供(情報誌・紙)	1,524	27.9%	10.1	2,094	25.2%	16.7	3,618	26.2%	13.9
子育て情報の提供(インターネット)	451	8.2%	157.6	1,340	16.1%	209.9	1,791	13.0%	196.7
子育て講座・講演会(幼稚園教職員)	923	16.9%	2.8	1,392	16.7%	5.8	2,315	16.8%	4.6
子育て講座・講演会(外部の人材)	1,367	25.0%	2.1	1,969	23.7%	2.5	3,336	24.2%	2.4

※実施率は、幼稚園(平成18年度学校基本調査)に占める割合

3. 実施上の課題

項目	公立		私立		合計	
	全て	最大3項目	全て	最大3項目	全て	最大3項目
事業実施に係る経費の確保が困難である	2,514	1,857	3,814	2,886	6,328	4,743
	56.1%	41.4%	58.3%	44.1%	57.4%	43.0%
事業実施に係る業務のため教職員の負担が過大になっている	3,152	2,629	4,872	3,964	8,024	6,593
	70.3%	58.6%	74.5%	60.6%	72.8%	59.8%
事業の対象者(未就園児、保護者)の利用に施設設備が対応できていない	2,319	1,771	2,731	1,929	5,050	3,700
	51.7%	39.5%	41.8%	29.5%	45.8%	33.6%
事業の実施が、一部保護者の過度の依存を招いている	585	261	967	416	1,552	677
	13.0%	5.8%	14.8%	6.4%	14.1%	6.1%
事業実施に必要な外部専門家の確保が困難である	1,801	856	2,218	1,052	4,019	1,908
	40.2%	19.1%	33.9%	16.1%	36.5%	17.3%
事業実施について、地域(在園児以外の保護者)への周知が困難である	1,413	722	2,598	1,455	4,011	2,177
	31.5%	16.1%	39.7%	22.3%	36.4%	19.8%
子育て相談等に係る個人情報の管理が困難である	540	147	917	261	1,457	408
	12.0%	3.3%	14.0%	4.0%	13.2%	3.7%
事業実施に必要なボランティアの確保が困難である	1,879	864	1,919	687	3,798	1,551
	41.9%	19.3%	29.4%	10.5%	34.5%	14.1%
事業実施に必要な教職員の能力が不足している(未就園児対応、相談対応等)	804	313	1,350	550	2,154	863
	17.9%	7.0%	20.6%	8.4%	19.5%	7.8%

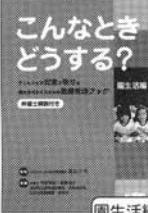
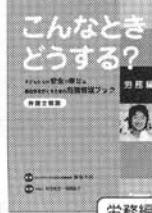
※割合は、子育て支援事業の実施園数に占める割合

4. 実施に向けての課題

項目	公立		私立		合計	
	全て	最大3項目	全て	最大3項目	全て	最大3項目
事業実施に係る経費の確保が困難である	407	325	652	467	1,059	792
41.3%	33.0%	36.6%	26.3%	38.3%	28.6%	
事業実施に係る業務のため教職員の負担が過大になる	511	408	1,079	861	1,590	1,269
51.8%	41.4%	60.7%	48.4%	57.5%	45.9%	
事業の対象者(未就園児、保護者)の利用に施設設備が対応できていない	395	291	758	550	1,153	841
40.1%	29.5%	42.6%	30.9%	41.7%	30.4%	
事業の実施が、一部保護者の過度の依存を招くようになる	138	29	272	120	410	149
14.0%	2.9%	15.3%	6.7%	14.8%	5.4%	
事業実施に必要な外部専門家の確保が困難である	292	121	495	218	787	339
29.6%	12.3%	27.8%	12.3%	28.5%	12.3%	
子育て相談等に係る個人情報の管理が困難である	136	30	301	79	437	109
13.8%	3.0%	16.9%	4.4%	15.8%	3.9%	
事業実施に必要なボランティアの確保が困難である	278	99	437	123	715	222
28.2%	10.0%	24.6%	6.9%	25.9%	8.0%	
事業実施に必要な教職員の能力が不足している(未就園児対応、相談対応等)	174	55	378	165	552	220
17.6%	5.6%	21.2%	9.3%	20.0%	8.0%	
地域(在園児の保護者、在園児以外の保護者等)からの要望がない	339	211	544	311	883	522
34.4%	21.4%	30.6%	17.5%	31.9%	18.9%	

※割合は、子育て支援事業を実施していない園数に占める割合

園の安全を考える!

園経営で予想されるあらゆるリスクに対応し、お答えします

こんなときどうする?

子どもたちが安全で幸せな園生活をおくるために危機管理ブック

弁護士解説付き わかりやすい内容!



事例 → 解決の流れ → 弁護士の解説 + 資料

資料CD-ROM(for Windows)

セット定価: 13,650円 (本体13,000円) ケース入り
16-11223

セット内容: 〈園生活編〉B5判 328ページ / 〈労務編〉B5判 92ページ
〈資料CD-ROM〉for Windows

○お申し込みは貴園にお問い合わせ下さい。小社特約代理店
もしくは学研幼児教育事業部 03-3726-8711まで

学研

なめらかな 幼小の連携教育 新刊

その実践とモデルカリキュラム

中教審の検討課題にも取り上げられ、今注目される幼小連携。子どもにとって望ましい幼小連携とはどのようなものかを追究し、モデルカリキュラムにまで高めた1冊。

■佐々木宏子 & 鳴門教育大学
学校教育学部附属幼稚園 著

■定価 1,890円 (本体1,800円+税5%)

■A5判 192ページ

発行・発売 チャイルド本社



★ 頂かり保育に関する実施状況(平成19年6月1日現在)

1 頂かり保育の実施園数

	平成19年6月1日現在	平成18年6月1日現在	平成19年8月1日現在	平成5年10月1日現在	
公立	2,502	46.5%	2,415	44.6%	330 5.5% 318 5.2%
私立	7,307	88.1%	7,248	87.6%	3,867 46.0% 2,541 29.5%
合計	9,809	71.7%	9,663	70.6%	4,197 29.2% 2,859 19.4%

※実施率は、幼稚園(平成19年度学校基本調査)に占める頂かり保育を行っている割合

2 頂かり保育を行う条件(複数回答可)

保護者側の理由	公立		私立		合計	
	園数	割合	園数	割合	園数	割合
ア 保護者の就労	1,429	57.1%	3,843	52.6%	5,272	53.7%
イ 保護者の他の子供の学校行事参加等	1,375	55.0%	3,624	49.6%	4,999	51.0%
ウ 保護者の近親者(高齢者等)の介護等	1,073	42.9%	2,273	31.1%	3,346	34.1%
エ 保護者のボランティア活動等の社会参加	589	23.5%	1,670	22.9%	2,259	23.0%
オ 保護者の育児からのリフレッシュ等	631	25.2%	2,414	33.0%	3,045	31.0%
カ 特に理由は問わない	850	34.0%	5,197	71.1%	6,047	61.6%

※割合は、預かり保育実施園数に占める割合

3 頂かり保育の実施日数等

(1)長期休業期間中以外の実施日数等

(単位:園)	①週当たりの実施日数								
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	その他	
公 立	54	95	53	218	1,327	196	9	536	2,488
	2.2%	3.8%	2.1%	8.7%	53.0%	7.8%	0.4%	21.4%	99.4%
私 立	21	45	40	272	5,141	1,650	37	94	7,300
	0.3%	0.6%	0.5%	3.7%	70.4%	22.6%	0.5%	1.3%	99.9%
合 計	75	140	93	490	6,468	1,846	46	630	9,788
	0.8%	1.4%	0.9%	5.0%	65.9%	18.8%	0.5%	6.4%	99.8%

※割合は、預かり保育実施園数に占める割合

(単位:園)	②預かり保育の終了時間							
	教育時間開始前のみ	午後3時以前	午後3~4時	午後4~5時	午後5~6時	午後6~7時	午後7時を超える	
公 立	25	302	891	419	671	178	2	2,488
	1.0%	12.1%	35.6%	16.7%	26.8%	7.1%	0.1%	99.4%
私 立	8	30	292	1,937	3,753	1,218	62	7,300
	0.1%	0.4%	4.0%	26.5%	51.4%	16.7%	0.8%	99.9%
計	33	332	1,183	2,356	4,424	1,396	64	9,788
	0.3%	3.4%	12.1%	24.0%	45.1%	14.2%	0.7%	99.8%

※割合は、預かり保育実施園数に占める割合

③教育課程に係る教育時間開始前に預かり保育を実施する幼稚園数		
公 立	私 立	計
616	2,793	3,409
24.6%	38.2%	34.8%

※割合は、預かり保育実施園数に占める割合

(2)長期休業期間中の実施状況(平成18年度実績)

(単位:園)	①長期休業期間における実施状況			
	公立	私立	計	
夏季休業日のみ	259	10.4%	776	10.6%
冬季休業日のみ	0	0.0%	17	0.2%
春季休業日のみ	2	0.1%	5	0.1%
夏季及び冬季休業日	188	7.5%	351	4.8%
夏季及び春季休業日	6	0.2%	130	1.8%
冬季及び春季休業日	6	0.2%	19	0.3%
夏季、冬季及び春季休業日	741	29.6%	4,181	57.2%
計	1,202	48.0%	5,479	75.0%
			6,681	68.1%

※割合は、預かり保育実施園数に占める割合

②長期休業期間中における預かり保育の実施時間数 (単位:回)

預かり保育実施時間数	1~3時間	3~4時間	4~5時間	5~6時間	6~7時間	7~8時間	8時間を越える	計
公立	129	41	12	17	71	185	746	1,201
	5.2%	1.6%	0.5%	0.7%	2.8%	7.4%	29.8%	48.0%
私立	111	159	189	283	340	987	3,410	5,479
	1.5%	2.2%	2.6%	3.9%	4.7%	13.5%	46.7%	75.0%
計	240	200	201	300	411	1,172	4,156	6,680
	2.4%	2.0%	2.0%	3.1%	4.2%	11.9%	42.4%	68.1%

※割合は、預かり保育実施回数に占める割合

③長期休業期間中のみ預かり保育を実施する幼稚園数

公立	私立	計
79	141	220
3.2%	1.9%	2.2%

※割合は、預かり保育実施回数に占める割合

4 預かり保育受け入れ幼児数等

(1) 平成19年6月18日(月)~22日(金)の1日当たりの預かり保育平均受け入れ幼児数

延べ人数	公立	私立	計
	24,801	108,692	133,493

(2) 平成19年6月23日(土)の預かり保育受け入れ幼児数

幼児数	公立	私立	計
	1,074	8,101	9,175

(3) 平成19年6月に週4日以上預かり保育を利用している幼児数(平成19年度に長期休業期間以外と各長期休業期間のいずれの期間も週5日以上預かり保育の実施を予定している幼稚園のみ)

	公立	私立	計
該当する幼稚園の回数	2,058	5,324	7,382
(預かり保育実施回数に占める割合)	82.3%	72.9%	75.3%
該当する幼稚園の園児数の合計	38,621	847,117	885,738
うち週4日以上預かり保育を利用する園児数の合計(a)	17,620	75,278	92,898
(該当する幼稚園の園児数の合計に占める割合)	45.6%	8.9%	10.5%
(a)のうち保護者の就労を理由とする預かり	15,331	60,711	76,042
((a)に占める割合)	87.0%	80.6%	81.9%

5 預かり保育における保育担当者の状況

人員確保を行った			人員確保を行わなかった			合計
公立	私立	計	公立	私立	計	
1,203	4,876	6,079	1,298	2,431	3,729	9,808
48.1%	66.7%	62.0%	51.9%	33.3%	38.0%	

※割合は、預かり保育実施回数に占める割合

※実施しているが希望者がいない幼稚園があるため、「1. 預かり保育実施回数」の合計と異なる。

6 預かり保育における保育担当者1人あたりの幼児数

○ 平成19年6月18日(月)における預かり保育担当者(補助者含む)1人あたり幼児数

(単位:回)

保育担当者一人あたり幼児数	公立	私立	合計			
1~10人	1,164	64.3%	4,140	64.1%	5,304	64.1%
11~20人	494	27.3%	1,959	30.3%	2,453	29.7%
21~30人	133	7.4%	312	4.8%	445	5.4%
31~40人	17	0.9%	41	0.6%	58	0.7%
41~45人	0	0.0%	5	0.1%	5	0.1%
46~50人	1	0.1%	2	0.0%	3	0.0%
51人~	0	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
合計	1,809	100.0%	6,462	100.0%	8,271	100.0%

7 預かり保育の担当者における幼稚園教諭免許と保育士資格の併有状況

	公立	私立	合計			
幼稚園教諭免許と保育士資格併有	4,255	63.1%	22,019	70.1%	26,274	68.9%
幼稚園教諭免許のみ	1,674	24.8%	7,162	22.8%	8,836	23.2%
保育士資格のみ	114	1.7%	390	1.2%	504	1.3%
上記以外の幼稚園教諭免許状(臨時免許状など)	16	0.2%	140	0.4%	156	0.4%
幼稚園教諭の免許状はないが、それ以外の教員免許有	138	2.0%	440	1.4%	578	1.5%
その他(教員免許がなく、保育士資格もないなど)	548	8.1%	1,259	4.0%	1,807	4.7%
合計	6,745	100.0%	31,410	100.0%	38,155	100.0%

8 預かり保育における料金徴収の有無

(単位:箇)

	料金・実費とも徴収	料金のみ徴収	実費のみ徴収	料金・実費とも不徴収	計
公立	719	28.7%	735	29.4%	2,502
私立	1,149	15.7%	5,381	73.6%	7,307
計	1,868	19.0%	6,116	62.4%	9,809

※割合は、預かり保育実施箇数に占める割合

9 預かり保育における料金の平均額

①1時間単位で徴収している場合

(単位:円)

料金の範囲	公立	私立
ア 1時間250円未満	66	790
イ 250円以上 500円未満	77	420
ウ 500円以上 750円未満	3	61
エ 750円以上 1000円未満	0	7
オ 1000円以上	0	3

②日額単位で徴収している場合

料金の範囲	公立	私立
ア 1日250円未満	86	313
イ 250円以上 500円未満	184	844
ウ 500円以上 1000円未満	85	1,081
エ 1000円以上 2000円未満	5	95
オ 2000円以上	1	0

③月額で徴収している場合

料金の範囲	公立	私立
ア 1月2500円未満	38	49
イ 2500円以上 5000円未満	113	91
ウ 5000円以上 7500円未満	257	93
エ 7500円以上 10000円未満	69	31
オ 10000円以上 15000円未満	41	56
カ 15000円以上 20000円未満	1	13
キ 20000円以上 30000円未満	0	1
オ 30000円以上	1	0

④ ①から③以外の場合該当する幼稚園の数

公立	私立
427	2,582

10 実施上の課題

項目	公立		私立		合計	
	全て	最大3項目	全て	最大3項目	全て	最大3項目
預かり保育実施に係る経費の確保が困難である	665	493	3,392	2,748	4,057	3,241
	26.6%	19.7%	46.4%	37.6%	41.4%	33.0%
預かり保育実施に係る業務のため教職員の負担が過大になっている	1,784	1,577	4,551	3,895	6,335	5,472
	71.3%	63.0%	62.3%	53.3%	64.6%	55.8%
預かり保育の実施に施設設備が対応できていない	1,082	808	2,096	1,451	3,178	2,259
	43.2%	32.3%	28.7%	19.9%	32.4%	23.0%
預かり保育の実施が、一部保護者の過度の依存を招いている	704	451	1,761	1,057	2,465	1,508
	28.1%	18.0%	24.1%	14.5%	25.1%	15.4%
事業実施に必要な人員の確保が困難である	1,103	873	2,686	1,948	3,789	2,821
	44.1%	34.9%	36.8%	26.7%	38.6%	28.8%

※割合は、預かり保育の実施箇数に占める割合

11 実施に向けての課題

項目	公立		私立		合計	
	全て	最大3項目	全て	最大3項目	全て	最大3項目
預かり保育実施に係る経費の確保が困難である	1,286	1,008	336	235	1,622	1,243
	44.7%	35.0%	34.1%	23.9%	42.0%	32.2%
預かり保育実施に係る業務のため教職員の負担が過大になる	1,430	1,173	521	405	1,951	1,578
	49.7%	40.7%	52.9%	41.1%	50.5%	40.8%
預かり保育の実施に施設設備が対応できていない	1,196	834	372	265	1,568	1,099
	41.5%	29.0%	37.8%	26.9%	40.6%	28.4%
預かり保育の実施が、一部保護者の過度の依存を招くようになる	426	180	193	108	619	288
	14.8%	6.3%	19.6%	11.0%	16.0%	7.5%
事業実施に必要な人員の確保が困難である	1,459	1,194	391	255	1,850	1,449
	50.7%	41.5%	39.7%	25.9%	47.9%	37.5%

※割合は、預かり保育を実施していない箇数に占める割合

岐阜県からのおたより

岐阜から元気を発信



県花・レンゲソウ

本連合会の中には、PTAを担当する委員会があります。この委員会のもとに、岐阜県私立幼稚園PTA連合会が組織され、百園の私立幼稚園と一万九千人余りの会員がいます。毎年六月には総会が開催され、事業計画や予算などが承認されます。また事業方針として、二十一世纪を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長を願い、父母としての研鑽に励み、幼児教育の充実に努め、さらに私立幼稚園の振興、発展に寄与することを目的にしています。そして子どもの幸せを願う父母と幼稚園が一体となり、全日本私立幼稚園PTA連合会（及び地区）との連携を密にしながら、幼児教育発展のた

め積極的に取り組んでいます。

昨年の七月には東海北陸地区私立幼稚園教育研究岐阜大会が開催され、その中でPTA大会を盛大に行なうことができました。岐阜県私立

幼稚園PTA連合会では、親子音楽鑑賞教室を毎年開催していますが、このPTA大会でも「花の舞踏会」というミュージカルを取り入れました。親子音楽鑑賞教室は、「知事と語るがやがや会議」から生まれたもので、十年近く続いています。今までに、音のおもちゃ箱、踊る人形、ブレーメンの音楽隊、はだかの王様、サンタクロース物語などのミュージカルを行ないました。

当日は二千人を超える親子が参加し、その対応に追われましたが、うれしい悲鳴でした。幼児期から良質の音楽に触ることはたいへん有意義であり、プロによる演奏を親子で鑑賞する感動は、おとなになつても深く心に残ります。この事業を通じて、親子のふれあいや絆が一層深まることを願っています。（岐阜県立幼稚園連合会PTA委員長、美濃市、美濃ふたば幼稚園／近藤利尊）

地理的位置が全国でも一番に知られない本県ですが、昨年は石見銀山が世界遺産に登録され、またシリルカのバブルリングも有名になり、少しずつその実在感を広めつづあります。今秋からのNHK朝の連続テレビ小説でも、島根が取り上げられますので、どうかご注目を。

本連合会は加盟園数十五園、平均園児数六十人と全国平均より百人も少なく、小規模の園がほとんどです。県全体の人口そのものが少ないと本県では特に公立志向が根強く、また人口は減少しながらも世帯数は増えている実態から、独立した共働き家庭の多いことが知られます。そのため子育て支援政策は手厚く、保育所志向はますます強くなっています。非常に弱い立場にある私立幼稚園ですが、仲間としての結束力は強く、今年は社団法人となつて四十周年を迎えます。公益法人制度改革を

にらみながら今後のあり方を検討しなければなりませんが、先輩諸氏が育てられた本連合会をしっかりと受け継ぎ、島根の子どもたちを大切に育てていかなければと、思いを新たにしているところです。



県花・ボタン

四十周年を迎える県連合会

島根県からのおたより

ところで新学期も進んでいくと、子どもたちは園生活に少しずつ慣れると同時に、それまで抑えていたものが爆発する時期を迎えます。これが最近は子どもたちばかりではなくおとなにもあるようで、先日は園舎にすこずか上がりこんできて「どの子がいじめつ子か」と、孫を泣かした犯人探しを始めるおばあさんがいました。モンスター・マザーといふ言葉は聞いたことがあります

が、これからはモンスター・グランマまで登場するようです。幼児教育の守備範囲は、どんどん広がっています。（島根県私立幼稚園連合会理事長、出雲市・光幼稚園／西谷正文）

編集

泣き声・笑い声の
交錯する幼稚園。

後記

先生たちの苦労が
保護者に理解していただけるでしょ
うか？◆教育要領が改訂されまし
た。新しい教育要領を読んでと題し
て報告をしました。また、本財団の
研修ハンドブックについてお知らせ
しています◆十年にわたり全日私幼
連の会長を務められた三浦貞子先生
が勇退されます。平成五年に自民党
が下野し、私学助成が大幅に削減さ
れました。今日に到るまで、経常費
補助を含め、幼稚園関係予算の増額
に尽力された三浦貞子先生の功績に
感謝の念を表したいと思います。新
会長候補者には吉田敬岳先生が選任
されました。現在の国会の様子は大
変に厳しい状況です。“全日私幼
丸”を操る船長が、どこの港に向つ
て船を出するか、期待してみましょう

◆海外の児童教育事情について連載
いたしました。教育、福祉、医療、
安全が無料ではなくないと考えて
いる国は？（調査広報委員・矢島輝二）

日独交流「派遣者」募集

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、文部科学省からの委託を受け、日独の交流派遣者を募集しています。ドイツにおける企業研修や意見交換、ホームステイ等を通して、日独の相互理解や交

流を図ることを目的とし、私立幼稚園の設置者・園長や教職員等も応募できます。「日独青少年指導者セミナー」「日独勤労青年交流」「日独学生青年リーダー」等

<http://www.niye.go.jp/boshu/index.html>

のコースがあり、それぞれのテーマに基づき、ドイツにおいて十五日間の研修を行ないます。
詳しい案内や募集方法等は同機構のホームページをご覧ください。

のコースがあり、それぞれのテーマに基づき、ドイツにおいて十五日間の研修を行ないます。
詳しい案内や募集方法等は同機構のホームページをご覧ください。

【豪華執筆陣】
小柴昌俊(物理学者)
椎名誠(作家)
田原總一朗(ジャーナリスト)
服部幸徳(料理評論家)
坂東眞理子(評論家)
日野原重明(医師)
やなせたかし(絵本作家)
ほか多数

vol.2…2008年12月刊行予定
vol.3…2009年12月刊行予定

フレーベル館

<http://www.froebel-kan.co.jp/>

THE
保育
101の
提言



ISBN978-4-577-80313-4

フレーベル館創立100周年記念出版
THE保育 -101の提言- vol.1

無藤 隆/編著 2,100円(本体2,000円)

26×19cm 210ページ

あらゆるジャンルの専門家、先駆者たちから届いた保育への提言。
これからの保育を考えていくためのヒントが詰まった1冊。



vol.2…2008年12月刊行予定

vol.3…2009年12月刊行予定

変わる保育・変わらぬ保育者の役割
生きる力を育てる保育
生きる力
を育てる保育
いのち
かかわり
まなび



新・教育要領
に対応！

変わる保育・変わらぬ保育者の役割
生きる力を育てる保育
新時代の保育者のバイブル！

★事例が具体的だから
読みやすい！

★Q&A形式で
理解しやすい！

★さらに詳しい情報も満載！

いのち・かかわり・まなび
3冊セット・ケース入り
A5判・各巻92ページ
定価2,900円(税込み)
柴崎正行・青木久子・
岩崎婉子・平山許江共著

世界文化社

〒102-8187 東京都千代田区九段北4-2-29

03-3262-5128(営業部)